

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立町家歴史館条例第15条、第7条、町家歴史館条例施行規則第20条	
所 管 課	歴史遺産活用 部	文化財 課
審 査 基 準	<p>【堺市立町家歴史館条例】        (使用料等)        第15条        4 第6条及び第7条の規定は、使用料について準用する。</p> <p>(入館料の不還付)        第7条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【堺市立町家歴史館条例施行規則】        (使用料の還付)        第20条 条例第15条第4項において準用する条例第7条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第15条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用できなくなったとき。既納の使用料の全額</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする日前7日までに対象施設の使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。既納の使用料の半額</p> <p>2 条例第15条第4項において準用する条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立町家歴史館使用料還付申請書（様式第10号）に使用許可書を添付して、市長に申請しなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	